十一　第四条第一項第八号の発火の危険のある工室	十一　第四条第一項第八号の発火の危険のある工室の耐火性構造
十二　第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置	十二　第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置
十三　第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備	十三　第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備
火並びに導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、避雷装置を設置していないものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。	火並びに導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、避雷装置を設置していないものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十三項各号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
十一　発火の危険のある工室の設置の状況及び耐火性構造となつていることを、目視及び図面により検査する。	十一　発火の危険のある工室の設置の状況及び耐火性構造を、目視及び図面により検査する。
十二　発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。	十二　発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置の状況を、目視及び図面により検査する。
十三　危険工室の発火の危険のある設備の消火設備について設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。	十三　危険工室の発火の危険のある設備の消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

十三の二　第四条第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置	十三の二　無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。
十四　［略］	十四　［略］
十五　第四条第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口の扉	十五　危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となつていることを、目視及び図面により検査する。
［削る］	［削る］
十五の二　第四条第一項第十一号の危険工室の窓及び扉に用いる金具	十五の二　危険工室の窓及び扉に用いる金具の材質を、目視又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬

十三の二　第四条第一項第九号の三のスプリンクラー設備	十三の二　無煙火薬を存置する火薬類一時置場に設けたスプリンクラー設備の設置の状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、かつ、当該スプリンクラー設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。
十四　［略］	十四　［略］
十五　第四条第一項第十一号の危険工室の窓、出口及び扉	十五　危険工室に設けた窓及び出口の設置の状況、構造、当該扉の金具の材質並びに窓ガラスの不透明性を、目視及び図面により検査する。
［新設］	十五の二　無煙火薬を存置する火薬類一時置場に設けた窓の暗幕その他の遮光のための設備の設置の状況を、目視により検査する。
十五の二　第四条第一項第十一号の二の暗幕その他の遮光のための設備	
［新設］	